

設計・測量等の業務の契約保証金に係る運用見直しについて

工事に係る業務の契約保証金に係る手続きについて、令和6年4月以降の発注から、以下のとおり運用の変更を行う予定です。

変更内容について

現 行	見直し後
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められた場合は契約保証金を免除。	過去2年間に同種・同規模の履行実績が複数回ある場合など、札幌市水道局契約規程に定める免除事由に該当する場合は契約保証金を免除。

契約保証金の免除の手続きについて

本市その他官公庁との契約で、過去2年間（※1）に同種（※2）・同規模（※3）の履行実績が2件以上あることを本市で確認できた場合、契約保証金の納付を免除します。その他官公庁における業務等、本市で確認できない実績がある場合は、**拳証書類の提出をお願いすることがあります。**なお、過去2年間に参加停止措置がされている場合は免除できません。

- ※1 「過去2年間」・・・ 契約年度の前々年度初めから契約締結日までの期間とします。
- ※2 「同種」・・・ 工事に係る設計業務、監理業務、地質調査業務及び支障物件調査業務並びに測量業務とします。
- ※3 「同規模」・・・ 締結しようとする契約金額の概ね5割以上とします。

契約保証金の徴収の手続きについて

免除されない事業者様については、以下の手続きにより契約保証金を徴収します。

保証の種類	徴収手続き
契約保証金（現金）の納付による場合	落札決定後、契約担当課（総務課契約係）へ事前に連絡。その後手交する納付書により契約締結までに納付。
契約保証金の代替（※）となる保証等の提供による場合	落札決定後、契約保証証書等を発行し、これを契約締結時に契約担当課へ提出。

※ 契約保証金は利付国債の提供、金融機関や保証事業会社等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）に代えることが可能です。

適用時期

上記の取扱いは、令和6年4月告示以降の案件から適用する予定です。